

## ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ねんりんピック彩の国さいたま2026（以下「大会」という。）のロゴ、マスコットキャラクター等（以下「ロゴ等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 ロゴ等とは、大会実行委員会が著作権を有している別添「デザインガイドマニュアル」のデザイン及びこれを展開したのものとする。

### (使用の申請)

第3条 ロゴ等を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ営利目的としない場合を除き、あらかじめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）の許諾を得なければならない。

- (1) 厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センター、スポーツ庁、明るい長寿社会づくり推進機構、埼玉県、埼玉県内の市町村、大会会場地市町の大会実行委員会、各交流大会の種目競技団体、埼玉県内の老人クラブ連合会、埼玉県内のスポーツ協会、埼玉県内のレクリエーション協会が使用する場合
- (2) 保育所、認定こども園並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が大会の報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 埼玉県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する場合
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当する場合
- (6) その他、会長が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用許諾申請書（様式第1号）」を会長に提出しなければならない。

3 第1項各号に定める者については、「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用届出書（様式第2号）」を会長に提出しなければならない。なお、同項第1号に定める者については、届出書の提出を省略できるものとする。

### (使用の許諾)

第4条 会長は、様式第1号による使用許諾申請があつた場合には、その内容を審査し、当該使用が大会のPR等に寄与すると認められる場合には、使用の許諾をすることとする。

2 使用許諾を行う場合は、会長は使用方法等について、必要に応じて条件を付すことができる。

- 3 会長は、「ねりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用許諾通知書（様式第3号）」又は「ねりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用不許諾通知書（様式第4号）」によって、第1項の審査の結果を申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、様式第2号による使用届出書を受理した時点で、使用を許諾するものとする。なお、第3条第3項に定める届出者が提出を省略した場合は、使用を承諾したとみなすものとする。

（使用許諾の制限）

第5条 ロゴ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、会長は許諾しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体（大会実施種目の競技団体を除く。）の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) 大会及びマスコットキャラクターのイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) デザインガイドマニュアルに違反する等、使用が適当でないと認められる場合
- (7) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (8) ロゴ等を使用する者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (10) その他会長が適当でないと判断する場合

（許諾料）

第6条 ロゴ等の許諾料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインガイドマニュアルを遵守すること。ただし、会長が認めたときはこの限りではない。
- (3) 第4条の使用許諾を得た権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 大会実行委員会からロゴ等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

(使用報告書等の提出)

第8条 ロゴ等を使用する者は、使用終了後1か月以内に使用報告書及びその写真等を大会実行委員会に提出すること。

(使用状況の調査)

第9条 会長は、使用者にロゴ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用許諾内容の変更等)

- 第10条 使用者が様式第1号で記載した使用内容のうち、主たる部分を変更しようとする場合は、あらかじめ「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用許諾内容変更申請書（様式第5号）」を会長に提出し、会長の許諾を得なければならない。
- 2 会長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。
  - 3 前項の使用許諾をする場合には、会長は、必要に応じ条件を付することができる。
  - 4 第2項の通知は、「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用変更許諾通知書（様式第6号）」又は「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用変更不許諾通知書（様式第7号）」によるものとする。
  - 5 第7条の規定は、本条による使用許諾にも準用する。

(許諾の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ）を取り消し、使用者に対し、使用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合

- (2) 使用者が第4条第2項又は第10条第3項の使用許諾に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他ロゴ等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項の取消しを行った場合は、「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用許諾取消通知書（様式第8号）」を使用者に交付する。
- 3 使用者は、第1項により使用の許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この要綱による使用の許諾は、使用者がロゴ等を自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではなく、また、使用者及び使用の許諾を受けた商品等について、大会実行委員会が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第13条 大会実行委員会は、この要綱による使用の許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 大会実行委員会は、第4条又は第10条による使用の許諾若しくは第11条による使用の許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、大会実行委員会は一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴ等の使用に際して故意又は過失により大会実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大会実行委員会に賠償しなければならない。
- 4 会長は、前二項の規定に使用する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(使用期限)

第15条 ロゴ等の使用期間は、大会実行委員会が解散する日までとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。